



## 大磯町営自転車等駐車場利用申請書の提出にあたって

- ◆ この申請書は、駅前自転車駐車場の定期利用（月極め）を利用する際に提出するものです。

※利用申請書の提出について

【提出先】駅前自転車駐車場 午前6時～午後9時30分

役場町民課町民協働係・国府支所 午前8時30分～午後5時15分（土日祝日除く）

（郵送の場合）〒255-8555 神奈川県中郡大磯町東小磯183番地 大磯町役場 町民課 町民協働係 宛

（令和7年5月以降の新規定期利用のお申込みについては、利用を始める月の前月15日までに郵送又は持参にて提出してください。）

### 1 利用申請書の記載上の注意事項

- (1) 「年月日」欄は、必ず提出日を記入してください。
- (2) 「利用者」欄の住所・氏名は、申請者と同じ場合は「同上」と記入していただいてもかまいません。  
また、必ず「ふりがな」を記入してください。
- (3) 「通勤又は通学先」欄は、会社又は学校がある市町村名も記入してください。
- (4) 「自宅から大磯駅までの距離」欄は「通勤又は通学先」が大磯町内の場合、「自宅」を「通勤又は通学先」と読み替えてください。
- (5) 「自転車等区分」欄は、利用する車両にチェックをしてください。**三輪車などの車幅の広い車両については、ゲートの構造上、利用できない場合があります。**  
**・利用可能な車幅目安：70cm未満 ※あくまでも目安です。**
- (6) 「防犯登録番号又は標識番号」欄は、自転車は防犯登録番号または車体番号を記入し、バイクはナンバープレート（市町村名が記載された標識番号）を記入してください。
- (7) 「自転車等の型式」欄は、自転車は色・タイヤサイズ・カゴ・子ども用シートの有無などを記入し、バイクはメーカー名・色・車種等を記入してください。
- (8) 「交通系ICカード」欄は、現在使用している又は使用予定の「Suica」「PASMO」にチェックをしてください。  
また、やむを得ない事情により上記カードを持つことができない方には貸出カードを発行しますので、「不所持」にチェックをしてください。
- (9) 「利用期間」欄は、御利用を開始したい年月日を御記入ください。
- (10) 「駐車予定時間」欄は、駐車場に置くおおよその時間帯を記入してください。
- (11) 「特記事項」欄は、駐輪場を利用する際に不明点等があれば、御記入ください。

### 2 その他

- ◆ 利用申請書太枠内は、必ず記入してください。
- ◆ 整備不良や違法に改造された車両の利用はできません。
- ◆ 車種・形状によっては利用できない場合があります。
- ◆ 身体障害者手帳、療育手帳等をお持ちの方は減免利用が可能な場合があるので、役場へお問い合わせください。
- ◆ 駐車承認後、利用を取消する場合は、必ず駐車場又は役場担当課に取消申請書を提出してください。また、氏名や住所、防犯登録番号が変更になった場合は、利用者住所等変更届を提出してください。
- ◆ 御利用は、お1人様1台に限り、申込者本人及び申込した自転車等の御利用になります。

大磯町営駅前自転車駐車場 管理人室 TEL 0463-61-6960  
大磯町役場 町民福祉部 町民課 町民協働係 TEL 0463-61-4100（内線 267、237）